

伴走支援型特別保証制度の創設について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、当該中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的に『伴走支援型特別保証制度』が創設されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 制度概要

制度名	伴走支援型特別保証制度
対象者	<p>次の(1)から(3)のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者</p> <p>(1) 中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）</p> <p>(2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定（売上高等減少率が<u>15%以上</u>のものに限る。）（注1）</p> <p>(3) 保険法第2条第6項の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（注2）</p>
保証限度額	<p>4,000万円</p> <p>※他協会と合算した保証限度額となる。</p>
資金使途	経営の安定に必要な事業資金（運転資金および設備資金）
保証期間	<p>一括返済の場合1年以内</p> <p>分割返済の場合10年以内（据置期間は5年以内）</p>
返済方法	一括返済又は分割返済
信用保証料率	<p>0.85%</p> <p>（本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は1.05%）</p> <p>※有担保、会計参与設置会社による割引は適用されない。</p>
信用保証料の補助	<p>0.65%に相当する額（経営者保証免除対応を適用する場合は0.85%に相当する額）を国が補助する。</p> <p>ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外。</p>
融資利率	金融機関所定利率（利子補給無）

担保	必要に応じて徴求
保証人	原則、法人代表者のみ 本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。(経営者保証免除対応確認書の添付を要する)
必要書類	(1) 市町村認定書 (SN4号、SN5号、危機関連のいずれか) (2) 経営行動計画書 (以下の内容を満たすもの又は含むもの) ① 計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。 ② 申込人の経営に係る現況・課題 (原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。)と課題を克服するための取組事項。 (3) 経営者保証免除対応確認書 (必要に応じ)
金融機関の責務及び報告	(1) 金融機関は、原則として四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。 (2) 金融機関は、中小企業者に対し、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。 (3) 金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況及び財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告するものとする。
取扱期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日までに保証申込を受付したものの。ただし、危機関連認定 (新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)を受けたものについては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内 (当該期間を延長した場合は延長した期間を含む。)に融資実行されたものとする。

(注1) : 認定要件は売上減少率5%以上ですが、本制度の対象は売上減少率15%以上となります。

(注2) : 本制度を利用する場合は、危機関連保証制度要綱 (平成29年10月25日付20171023中庁第1号) を適用しないものとする。

2. フォローアップについて

本制度は、中小企業者の事業年度を基準として、貸付実行日の属する四半期の翌四半期から、経営行動計画書策定日の属する事業年度から5事業年度 (以下「フォローアップ期間」という。) 分まで、四半期に1回、中小企業者の経営状況の確認をするとともに、中小企業者から経営行動計画の実行状況の報告が必要となります。

金融機関はフォローアップ期間分について、中小企業者の事業年度毎に年に1回、中小企業者の経営行動計画の実行状況及び財務状況並びに金融機関自らの経営支援状況を保証協会へ電子データで報告することが必要とされています。

3. 取扱開始

令和3年4月1日保証申込受付分から取り扱いを開始します。

4. 対応部署

保証部保証第一課・保証第二課、松戸支店保証課、成長サポート部

5. お問い合わせ先

- ・本店保証部 保証第一課・保証第二課 TEL：043-221-8111
- ・松戸支店 保証課 TEL：047-365-6010
- ・成長サポート部 創業サポートチーム TEL：043-311-5001
- 経営サポートチーム TEL：043-311-5002
- 再生サポートチーム TEL：043-311-5003